

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業  
(生産基盤拡大加速化事業(肉用牛))実施要領

令和2年4月27日付け2年度発中畜第380号承認  
制 定 令和2年5月7日付け全肉振発事第28号  
令和3年5月14日付け3年度発中畜第776号承認  
改 正 令和3年5月14日付け全肉振発事第23号  
令和4年6月27日付け4年度発中畜第2194号承認  
改 正 令和4年6月29日付け全肉振発事第86号  
令和5年6月8日付け5年度発中畜第1350号承認  
改 正 令和5年6月12日付け全肉振発事第80号

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会(以下「全国協会」という。)は、補助金等に  
係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正  
化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30  
年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18  
号)、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱(平成28年1月2  
0日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知)、畜産・酪農収益力強化総  
合対策基金等事業実施要領(平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産  
省生産局長通知。以下「農水省要領」という。)、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収  
益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書(平成28年3月17日付け27年度  
発中畜第1401号)及び畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手  
続き等に関する規程(平成28年3月17日付け27年度発中畜第1313号)に基づ  
き、輸出の拡大に向けて和牛の増産を推進するため、輸出に適した和牛肉の増産を図  
るための事業を実施することとし、その実施に当たってはこれらの要綱等で定めるもの  
のほか、この要領(以下「全国協会実施要領」という。)に定めるところによる。

## 第1 定義

本事業における用語の定義については、次のとおりとする。

### 1 畜産クラスター協議会

地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性向上を図るため、畜産  
を営む者、地方公共団体(都道府県、市町村)、農業協同組合、農業協同組合連合  
会、外部支援組織(コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション  
等)、畜産関連事業者(乳業者、食肉加工業者等)その他の関係者が参画し設立す  
る協議会であって、全国協会実施要領で定める要件を満たすものをいう。

### 2 畜産クラスター計画

畜産クラスター協議会が定める地域一体となって畜産の収益性の向上を図るた  
めの計画であって、都道府県知事(複数の都道府県に係る地域における計画にあ

っては、それぞれの都道府県知事)により農林水産省畜産局長が別に定める基準を全て満たすものとして認定されたもの(既に認定を受けた畜産クラスター計画を改正し、当該改正に係る都道府県知事の認定を受けたものを含む。)をいう。

### 3 取組主体

畜産クラスター協議会の構成員である県域団体等であって、全国協会実施要領で定める要件を満たすものをいう。

### 4 生産者等

取組主体の構成員であって、本事業に参加を希望する生産者をいう。

### 5 都道府県畜産協会

本事業の実施手続きの効率化及び事業実施体制の強化を図るため、全国協会が事務の一部を委託した都道府県畜産協会等をいう。

### 6 基金管理団体

公益社団法人中央畜産会をいう。

## 第2 畜産クラスター協議会の要件

- 1 運営を行うための事務局を設置しており、かつ、組織及び運営についての規約を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 2 畜産を営む者の他、2者以上の異なる役割を担う者が参画していること。

## 第3 畜産クラスター計画の基準

本事業を実施する畜産クラスター協議会が作成する畜産クラスター計画の基準は、次のとおりとする。

- 1 次の全ての項目が記載されていること。
  - (1) 畜産クラスター協議会の名称及び構成員と役割
  - (2) 畜産クラスター計画の目的
  - (3) 畜産クラスター協議会の取組内容
  - (4) 畜産クラスター協議会の行動計画
  - (5) 畜産クラスター計画の取組により期待される効果
- 2 生産コストの削減、高付加価値化、新規需要の創出等を通じて地域の畜産の収益性の向上に資する計画と認められること。
- 3 畜産農家以外の者との連携強化に資する計画と認められること。
- 4 和牛の生産拡大に資する計画と認められること。
- 5 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の3第1項の規定に基づく都道府県計画等と整合が図られていること。
- 6 畜産クラスター計画に定められた取組等が、次の全てに該当すること。
  - (1) 取組による収益性向上の効果が可能な限り定量的に示され、その効果の実現が見込まれること。
  - (2) 協議会の構成員の連携・協力による取組であり、効果の発現のために果たすべき構成員の役割が定められていること。

- (3) 取組の効果が地域内に広く波及すると見込まれること。
- (4) 本事業を含む国庫補助事業の有無に関わらず、収益性向上の取組が行われること。
- (5) 取組主体による取組は、畜産クラスター計画の目的の実現のために必要なのであり、取組主体以外の者との連携が継続的に行われるものであること。

#### 第4 取組主体の要件

本事業における取組主体は、畜産クラスター協議会又はその他の団体（畜産クラスター協議会の構成員又は畜産クラスター協議会の構成員から成る団体であつて、(1) アからオまでのいずれかに該当し、(2)～(5)までの基準を満たすものに限る。）とする。

##### (1) その他の団体の対象者

ア 事業協同組合

イ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）

ウ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（定款において畜産の振興を主たる業務と位置付けているものに限る。）

エ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）

オ 3戸以上の農業を営む個人又は2以上のアからエまでに規定する団体が構成員となっている任意団体であつて、次の(ア)及び(イ)の要件を満たすもの

(ア) 組織及び運営について規程を定めていること。

(イ) 事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有していること。

- (2) 畜産クラスター計画の達成に向け、本事業により受益する構成員の取組を取りまとめ、収益力の向上に取り組むこと。
- (3) 地域へ貢献する意思を有し、地域や他の畜産関係者との連携を図り又は図る見込みであること。
- (4) 将来にわたり、畜産クラスター協議会のうち畜産クラスター計画に基づき取組を行う畜産経営を営む構成員に対し、技術指導等を継続して行っていること。
- (5) 畜産クラスター計画の目的の実現のために行う取組が、取組主体以外の者との継続的な連携により行われるものとして位置付けられていること。

#### 第5 事業の内容

全国協会は、輸出の拡大に向けて和牛の増産を推進するため、畜産クラスター計画に基づき、取組主体の構成員が優良な繁殖雌牛を増頭し、輸出に適した和牛肉の増産を図るための次の取組を行う。

##### (1) 繁殖雌牛増頭

ア 取組主体が行う、その構成員による繁殖雌牛の増頭及び和牛肉の増産の

ための計画（以下「増産計画」という。）の策定

イ 取組主体が行う、その構成員が繁殖雌牛を増頭した場合における増頭実績に応じた奨励金の交付

(2) 事業推進

事業実施計画に基づき全国協会及び取組主体が行う事業を円滑に推進するための取組

第6 事業の要件等

1 事業の要件

(1) 第5の(1)のアの増産計画は、次の内容を含むものとする。

ア 取組主体の構成員が繁殖雌牛を増頭し、和牛肉を増産する取組を取りまとめたものであること。

イ 和牛肉の増産のため、飼養管理の改善や、繁殖性向上等に取り組むものであること。

(2) 第5の(1)のイの奨励金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第6条第1項に規定する生産者補給金交付契約を同条第2項に規定する指定協会との間で締結している者であること。

イ 繁殖雌牛の増頭計画を有し、原則として、事業実施前年の1月1日から12月31日の間に満9か月齢以上の繁殖雌牛を増頭した者、又はその頭数を維持した者であること。ただし、別表3に定める繁殖雌牛の事故等により繁殖雌牛の頭数を維持できないことがやむを得ないと認められる者、又は事業実施の前年に繁殖雌牛を飼養していない者であって新たに繁殖雌牛の飼養を開始する者は、この限りではない。

ウ 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの場合は、以下の（ア）又は（イ）に該当するものを除く。

（ア）資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。

（イ）その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式会社についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第87条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式会社についての議決権を含む。）の2分の1以上が（ア）に掲げるもの（第4の(1)のエに該当するものを除く。）の所有に属しているもの。

(3) 第5の(1)の奨励金の交付対象となる繁殖雌牛（以下「対象牛」という。）

は、(4)の期首から期末の間に増頭したものであって、次に掲げるアからオの全ての要件を満たすものとする。

ア 繁殖目的に飼養されている黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和

種であること。

イ 事業実施年度の12月31日現在での月齢が満9か月齢以上であること。

ウ 導入時点での月齢が満14か月齢未満であること。ただし、初妊牛を導入する場合については、この限りではない。

エ 同一の奨励金交付対象者において、国又は独立行政法人農畜産業振興機構から繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けていないこと。

オ 対象牛の産肉形質のうち、脂肪交雑の推定育種価又は期待育種価（以下「育種価」という。）並びに枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚及び歩留基準値のうち1つ以上の形質の育種価が、第5の（1）の事業を実施する都道府県等又は対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位2分の1以上であること。

（4）第5の（1）の奨励金の交付対象とする頭数（以下「対象頭数」という。）は、イの期末頭数からアの期首頭数を差し引いた頭数とし、1生産者当たり50頭を上限とする。

また、事業実施年度の前年度に本事業により増頭した繁殖雌牛のうち、期待育種価について、技術的な問題により（3）のオの要件に該当しないとされた繁殖雌牛が事業実施年度に同要件に該当することが明らかとなった場合であっても、当該増頭を行った事業参加者が事業実施年度において繁殖雌牛を増頭又は頭数を維持したときは、当該前年度に増頭した繁殖雌牛を事業実施年度の奨励金の対象とすることができる。この場合において、1生産者当たりの対象頭数の上限は、事業実施年度の対象頭数の上限である50頭に、前年度の対象頭数の上限である50頭から前年度に奨励金を交付した頭数を差し引いた頭数又は前年度に育種価につき同要件に該当しないとされた頭数のうち事業実施年度に要件の合致が確認された頭数のいずれか低い頭数を上限として、事業実施年度の奨励金交付対象頭数に合算したものとする。

ア 期首頭数

事業実施前年度の1月1日現在における満9か月齢以上の繁殖雌牛飼養頭数とする。

イ 期末頭数

事業実施年度の12月31日現在における満9か月齢以上の繁殖雌牛飼養頭数とする。

（5）取組主体は、繁殖雌牛の増頭を行う構成員ごとに肉専用種繁殖雌牛台帳を作成し、育種価を確認できる書類及び「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する法律」（平成15年法律第72号）第2条第1項に規定する個体識別番号（牛の個体識別情報検索サービス）等で確認するとともに、これを保管するものとする。

## 2 家畜共済等の積極的な活用

取組主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業を活用して増頭を図る構成員に対し、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

## 第7 補助対象経費等

- 1 全国協会は、予算の範囲内において、別表1及び2に定める補助対象経費及び補助率により、取組主体が第5の（1）及び（2）に規定する事業を実施するのに要する経費について補助するものとする。
- 2 補助の対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類等によって金額等が確認できるものとする。  
なお、その経理に当たっては、別表2の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。
- 3 補助の対象とならない経費  
事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助の対象とならないものとする。
  - （1）国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組の経費
  - （2）事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
  - （3）その他当該事業の実施に直接関連のない経費

## 第8 事業の実施手続き等

- 1 増頭奨励金の要望額の把握
  - （1）取組主体は、生産者等から別記様式第1号の事業要望を徴取するなどして、生産者等の要望を取りまとめ、別記様式第2号の取組主体ごとの要望書を都道府県畜産協会を経由して全国協会に提出するものとする。
  - （2）全国協会は、取組主体から提出された要望を取りまとめ、基金管理団体に提出するものとする。
- 2 補助金の限度額通知  
全国協会は、上記1により提出された増頭奨励金の要望額について所要の調整を行い、取組主体ごとに補助金の限度額通知を行うものとする。
- 3 事業実施計画  
取組主体は、生産者等から別記様式第3号の構成員の増頭計画書を徴取し、別記様式第4号の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））取組計画書（以下「取組計画書」という。）を作成し、都道府県畜産協会を経由して全国協会に提出するものとする。  
本事業については、取組計画書に係る年度の4月1日から行われる取組について補助の対象とするものとする。
- 4 補助金の交付申請等
  - （1）補助金の交付申請

取組主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、一般社団法人全国肉用牛振興基金協会会長（以下「全国協会会長」という。）が別に定める期日までに別記様式第5号の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））補助金交付申請書を、都道府県畜産協会を經由して全国協会会長に提出するものとする。

## （2）事業の変更承認申請

取組主体は、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別記様式第6号の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））補助金交付変更承認申請書を、都道府県畜産協会を經由して全国協会会長に提出し、その承認を受けるものとする。

ア 事業の追加、中止又は廃止

イ 取組主体における事業費の30%を超える増減

ウ 補助金交付決定額の増又は30%を超える減

エ 取組主体の変更

## （3）補助金の概算払

全国協会会長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。

なお、取組主体が、補助金の概算払を請求しようとする場合は、別記様式第8号の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））補助金概算払請求書兼遂行状況報告書を、都道府県畜産協会を經由して全国協会会長に提出するものとする。

## 第9 目標年度及び成果目標

本事業の目標年度及び成果目標は次のとおりとする。

### 1 目標年度

目標年度は、事業実施年度を含む3年後として設定するものとする。

### 2 成果目標

子牛生産に係る定量的な指標を設定するものとする。

### 3 取組主体の成果目標

取組主体は、それぞれの作成する取組計画において、事業実施年度を含む3年後に、本事業に取り組む取組主体の構成員が次のいずれかを達成することを目指して、目標年度における成果目標を設定するものとする。

（1）子牛販売額の10%以上の増加

（2）農業所得又は営業利益の10%以上の増加

## 第10 事業遂行状況の報告

- 1 取組主体は、補助事業の交付決定に係る年度の12月31日現在における事業遂行状況について、別記様式第7号の畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月10日までに、都道府県畜産協会を經由して全国協会会長に提出しなければならない。ただし、第8の4の（3）の補助金概算払請求書兼遂行状況報告書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告に代えることができる。
- 2 前項に規定するもののほか、全国協会は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、取組主体に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

#### 第11 事業実績の報告

- 1 取組主体は、別記様式第9号の畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））実績報告書を作成し、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金交付決定通知のあった当該年度の3月5日のいずれか早い期日までに都道府県畜産協会を經由して全国協会会長に提出するものとする。
- 2 事業費の確定と支払  
全国協会は、事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助金交付決定を行った範囲内において事業に要した額を確定し、取組主体に対して確定した補助金の精算払を行うものとする。
- 3 全国協会は、事業が完了したときは、農水省要領別紙5の別記様式第3号の事業実績報告書を作成し、基金管理団体を經由して畜産局長に報告するものとする。

#### 第12 事業の評価等

- 1 全国協会は、農水省要領別紙5の第9の規定に基づき、自ら事業の評価を行い第9の1の目標年度の翌年度の7月末までに、農水省要領別紙5の別記様式第4号により事業の成果報告書を作成し、畜産局長及び基金管理団体の長に報告するものとする。
- 2 全国協会は、1で報告した内容について、畜産局長から指導があったときは、指導内容に応じ、取組主体を指導するものとする。

#### 第13 管理運営

全国協会及び取組主体は、本事業により補助金の交付を受けて整備した機器等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

また、全国協会は、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、取組主体を十分に指導監督するものとする。



#### 第14 不正行為等に対する措置

- 1 全国協会は、取組主体が、事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、取組主体に対して当該不正又はその疑いのある行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに発生防止のための是正措置等の適切な措置を講じるよう求めるものとする。

この場合、全国協会は、取組主体に対して適切な指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、畜産局長及び基金管理団体の長に報告するものとする。

- 2 全国協会は、補助事業の適正な遂行を確保するため、必要と認めるときは、指名する職員に取組主体への調査を行わせることができるものとする。

#### 第15 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 補助金交付申請書提出時の取扱い

取組主体は、全国協会に対して第8の3の取組計画書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを当該補助金の申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該取組計画の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 事業実績等の報告時の取扱い

取組主体は、1のただし書きにより申請をした場合において、第11の1に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

取組主体は、1のただし書きにより申請をした場合において、第11の1に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別記様式第10号の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに全国協会会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その金額を上回る部分の金額）を全国協会に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合（又はない場合の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知があった

日の翌年6月15日までに、同様式により全国協会会長に報告しなければならない。

#### 第16 事業の推進指導等

全国協会は、農林水産省の指導の下、取組主体との連携に努め、この事業の円滑な実施を図るものとする。

#### 第17 帳簿等の整備保管等

- 1 取組主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するとともに、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 全国協会会長は、全国協会実施要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、取組主体に対し調査し、又は報告を求めることができる。

#### 附 則

この要領は、令和2年5月7日から施行する。

#### 附 則（令和3年5月14日付け全肉振発事第23号）

この要領の改正は、令和3年5月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

#### 附 則（令和4年6月29日付け全肉振発事第86号）

この要領の改正は、令和4年6月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

#### 附 則（令和5年6月12日付け全肉振発事第80号）

この要領の改正は、令和5年6月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表 1

補助対象経費	補助率
<p>1 繁殖雌牛増頭の取組</p> <p>(1) 和牛肉増産計画の策定 取組主体が行う、その構成員による繁殖雌牛の増頭及び和牛肉の増産のための計画の策定に必要な経費</p> <p>(2) 繁殖雌牛増頭奨励金 取組主体が行う、その構成員が繁殖雌牛を増頭した場合における増頭実績に応じた奨励金の交付に必要な経費</p> <p>2 事業推進 全国協会及び取組主体が行う、事業を円滑に推進するための取組に必要な経費</p>	<p>定額</p> <p>定額 24.6万円／頭以内 繁殖雌牛の飼養頭数が期首時点で50頭未満の経営体の場合</p> <p>17.5万円／頭以内 繁殖雌牛の飼養頭数が期首時点で50頭以上の経営体の場合</p> <p>定額</p>

別表 2

## 補助対象経費（取組主体）

事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	備考
事業費	奨励金	取組主体の構成員が繁殖雌牛を増頭した場合、当該増頭分に対する奨励金	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代及びデータ通信の経費	・切手は物品受払簿で管理すること
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品の経費 ・ CD-ROM等の少額な記録媒体等	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること
	データ収集・処理・分析費	事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な経費	
	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な奨励金等の振込手数料	

別表 3

事故等	要件
死亡	<p>農場等で死亡した場合            (獣医師より検案書の交付又は農業共済において死亡事故認定を受けたものであって、と畜場で通常と畜されたものを除く。)</p>
廃用	<p>農業共済において以下の廃用事故認定を受けた場合            (1) 疾病、傷病によって死にひんした場合            (2) 不慮の厄災によって救うことのできない状態に陥った場合            (3) 骨折、は行、両目失明、BSE、牛伝染性リンパ腫(以下「BL」という。)、創傷性心臓炎若しくは、特定の原因による採食不能であって治癒の見込みのないものによって使用価値を失った場合            (4) 行方不明(盗難の場合を含む)となった日から30日以上生死が明らかでない場合</p>
とう汰	<p>BLのリアルタイムPCRによる定量検査等の結果、他の牛への感染拡大リスクが高い牛をとう汰した場合(とう汰(自主とう汰を含む。))により、BLの感染拡大防止を実施し、かつ、清浄化の早期達成が見込まれる場合に限る。なお、農業共済において廃用事故認定を受けた場合を除く。)</p>
その他	<p>災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)の指定を受けた市町村において、当該繁殖雌牛を飼養する畜産関連施設(6次産業化関連施設を除く。)の被害に関する罹災証明の交付を受けた場合</p>

別記様式第1号（取組主体作成）

生産者ごとの事業要望書

取組主体：〇〇〇〇農業協同組合

No.	生産者名	繁殖雌牛の 期首頭数 令和〇年 1月1日 時点 ①	繁殖雌牛の 期末頭数 令和〇年 12月31日 時点 ②	増頭数 ②-①	増頭数のうち 奨励金対象頭数		生産基盤拡大 加速化事業の 奨励金単価 (千円/頭)	生産基盤拡大 加速化事業の 奨励金要望額 (千円)	備考
					生産基盤 拡大加速化	中核的担い手 (ALIC 事業)			
1	A								
2	B								
3	C								
4	D								
5	E								
6	F								
7	G								
8	H								
9	I								
10	J								
合計（〇〇人）									
50頭未満（人）									
50頭以上（人）									

（注）「増頭数」欄は（奨励金交付の有無に関係なく）増頭数を記入する。

別記様式第2号（委託業務団体作成）

取組主体ごとの事業要望書

〇〇〇〇畜産協会

No.	取組主体名	生産者規模別 内訳		繁殖雌牛の 期首頭数 令和〇年 1月1日 時点 ①	繁殖雌牛の 期末頭数 令和〇年 12月31日 時点 ②	増頭数 ②-①	増頭数のうち 奨励金対象頭数		生産基盤拡大加速化事業 の奨励金単価別頭数		生産基盤拡大加速化 事業の奨励金要望額 (千円)	備 考
		50頭 未満 (人)	50頭 以上 (人)				生産基盤 拡大加速化	中核的担い手 (ALIC 事業)	24.6万円 /頭以内	17.5万円 /頭以内		
1	A農協											
2	Bクラスター 協議会											
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
合計 (計〇主体)												

(注)「増頭数」欄は（奨励金交付の有無に関係なく）増頭数を記入する。

## 構成員の増頭計画書（例）

## 1 構成員概要

区 分	内 容
所属する畜産クラスター協議会名	
取組主体又は生産者集団名	
構成員 氏名	⑩
構成員 所在地	〒 —

## 2 子牛補給金及び牛マルキンの契約の有無等

事 業 名	契約の有無	契約者番号
肉用子牛生産者補給金制度（子牛補給金）	有・無	
肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）	有・無	

## 3 他の事業の参加状況

肉用牛経営安定対策補完事業のうち	事業申請先名
中核的担い手育成増頭推進	
優良繁殖雌牛導入支援・遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保（農協等の繁殖雌牛の貸付事業：4万円／5万円・6万円／9万円）	
肉用牛流通促進対策事業（家畜商組合等の預託事業）	
その他（国庫事業のみ） （ ）	

（注）他の事業に参加している場合は、左の欄の該当事業に○印を記載し、右の欄に申請先名を記載して下さい。

## 4 令和○年度増頭計画

年度区分	令和○年度	令和□年度	令和△年度
年月日 期首頭数（A）	R○. 1. 1 現在 頭	R□. 1. 1 現在 頭	R△. 1. 1 現在 頭
外部導入頭数	頭	頭	頭
自家保留頭数	頭	頭	頭
減少頭数（出荷・更新牛）	頭	頭	頭
年月日 期末頭数（B）	R○. 12. 31 現在 頭	R□. 12. 31 現在 頭	R△. 12. 31 現在 頭
増頭数（B－A）	頭	頭	頭



5 令和 年度増頭奨励金

(増頭内訳)

奨励金単価別	50頭未満 (24.6万円以内)	50頭以上 (17.5万円以内)
増頭奨励金頭数	頭	頭

6 構成員成果目標

評価年度	成果目標の設定	検証方法 (又は検証結果)
	<input type="checkbox"/> 子牛販売金額の10%増加 <input type="checkbox"/> 農業所得10%増加	

(注) 成果目標の設定はどちらかに○印を記載して下さい。

7 増頭奨励金の振込先金融機関名等

金融機関名

支店名 (カタカナ)

預金種類

口座番号

口座名義 (カタカナ)

別記様式第4号（取組主体 → （都道府県畜産協会） → 全国協会）

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大  
加速化事業（肉用牛））取組計画書

1 取組主体の概要

取組主体名	
所属する畜産クラスター協議会	

2 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	取組主体	
1 繁殖雌牛増頭の取組 （1）増頭のための計画策定 （2）繁殖雌牛増頭奨励金	円	円	円	
2 事業推進				
合計				

3 収支予算

（収入の部）

区分	国庫補助金	備考（積算根拠）
1 繁殖雌牛増頭の取組 （1）増頭のための計画策定 （2）繁殖雌牛増頭奨励金	円	
2 事業推進		
合計		

(支出の部)

区 分	国庫補助金	備考 (積算根拠)
1 繁殖雌牛増頭の取組 (1) 増頭のための計画策定 (2) 繁殖雌牛増頭奨励金	円	
2 事業推進		
合 計		

#### 4 事業の計画内容

##### (1) 増頭のための計画策定

番号	構成員名	取組内容	事業費	補助金	備考
			円	円	
			円	円	
			円	円	
合 計			円	円	

##### (2) 繁殖雌牛増頭奨励金

番号	構成員名	期首 頭数 ①	期末 頭数 ②	増頭数 ②-①	奨励金単価別計画頭数		増頭 奨励金 計画額	備 考
					24.6万円 以内	17.5万円 以内		
		頭	頭	頭	頭	頭	円	
		頭	頭	頭	頭	頭	円	
		頭	頭	頭	頭	頭	円	
合 計		頭	頭	頭	頭	頭	円	

(注) 「増頭数」欄は(奨励金交付の有無に関係なく)増頭数を記入する。

#### 5 取組主体の成果目標

評価年度	成果目標の内容	成果目標値	検証方法

(注) 本欄には、取組主体自らが行う評価の内容等を記載すること。

## 6 添付資料

### (1) 取組主体の連絡先

所在地

団体名

代表者

担当者名

T E L

F A X

メールアドレス

### (2) 振込先

金融機関名：

支店名（カタカナ）：

口座種類：

口座番号：

口座名義（カタカナ）：

\*上記の内容が確認可能な通帳（写し）を添付のこと。

別記様式第5号（取組主体 → （都道府県畜産協会） → 全国協会）

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大  
加速化事業（肉用牛））補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会

会 長 殿

所在地

団体名

役職 代表者

印

令和 年度において、下記のとおり、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））を実施したいので、一般社団法人全国肉用牛振興基金協会畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））実施要領第8の4の（1）の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

## 記

### 1 事業の目的

### 2 事業の内容

別紙「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））取組計画書」のとおり

### 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

別紙「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））取組計画書」のとおり

### 4 事業実施期間

（1）事業着手年月日 令和 年 月 日

（2）事業完了予定年月日 令和 年 月 日

### 5 添付書類

（1）取組主体の定款又は規約

（2）最近時点の業務報告書及び業務計画書

（3）畜産クラスター計画

（4）その他（事業計画の説明に必要な資料）

（注）添付書類のうち、（1）及び（2）は、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第6号（取組主体 → （都道府県畜産協会） → 全国協会）

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大  
加速化事業（肉用牛））補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会  
会 長 殿

所在地  
団体名  
役職 代表者 印

令和 年 月 日付け全肉振発事第 号で補助金交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、一般社団法人全国肉用牛振興基金協会畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））実施要領第8の4の（2）の規定に基づき申請します。

#### 記

##### 1 変更の理由

##### 2 事業の内容

別紙「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））取組計画書」のとおり

##### 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

（注）2及び3については、別記様式第4号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう変更前を（ ）書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別記様式第7号（取組主体 → （都道府県畜産協会） → 全国協会）

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大  
加速化事業（肉用牛））遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会  
会 長 殿

所在地  
団体名  
役職 代表者 印

令和 年 月 日付け全肉振発事第 号で補助金交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））の実施について、一般社団法人全国肉用牛振興基金協会畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））実施要領第10の1の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		○年12月31日までに 完了したもの		○年1月1日以降に実施 するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 年月日	

（注）区分欄には、別紙「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））取組計画書」に記載した事項を記載すること。

別記様式第8号（取組主体 → （都道府県畜産協会） → 全国協会）

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大  
加速化事業（肉用牛））補助金概算払請求書兼遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会  
会 長 殿

所在地  
団体名  
役職 代表者 印

令和 年 月 日付け全肉振発事第 号で補助金交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、一般社団法人全国肉用牛振興基金協会畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））実施要領第8の4の（3）の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 ( 年 月 日現在)			既概算払受領額 ④	今回概算払請求額 ⑤	年 月 日迄予定 出来高 (④+ ⑤) / ②	残額 ②- ④- ⑤
	事業費①	補助金②	事業費③	補助金	事業費 出来高 ③ / ①				
	円	円	円	円	%	円	円		円
合計									

2 振込先金融機関名等

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））取組計画書記載の通り

（変更がある場合は、同取組計画書の記載内容に準じ記載し、通帳（写し）を添付のこと。）



別記様式第9号（取組主体 → （都道府県畜産協会） → 全国協会）

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業  
（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））実績報告書

番 号  
年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会  
会 長 殿

所在地  
団体名  
役職 代表者 印

下記のとおり、一般社団法人全国肉用牛振興基金協会畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））実施要領第11の1の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））取組実施報告書」のとおり

3 事業に係る精算額

（単位：円）

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

4 事業完了年月日 令和 年 月 日

振込先金融機関名等

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））取組計画書記載の通り

（変更がある場合は、同取組計画書の記載内容に準じ記載し、通帳（写し）を添付のこと。）

（記載要領）

- 1 記の2の別紙「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））取組実施報告書」記載様式は、別記様式第4号に準ずるものとし、「計画」を「実績」に置き換えて作成する。  
なお、軽微な変更があった場合は、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、支払経費ごとの内容を記載した資料、帳簿等の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は補助金交付変更承認書に貼付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第10号

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大  
加速化事業（肉用牛））に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会  
会 長 殿

所在地  
団体名  
役職 代表者 印

令和 年 月 日付け全肉振発事第 号で交付決定通知のあった畜産・酪農収益力  
強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））補助金について、一般  
社団法人全国肉用牛振興基金協会畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基  
盤拡大加速化事業（肉用牛））実施要領第15の3の規定に基づき、下記のとおり報告  
します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還し  
ます。（返還がある場合、記載すること）

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）<br>第15条の補助金の額の確定額（ 年 月 日付け全肉振発事第 号による補助<br>金の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）  | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、生産者集団等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・取組主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、生産者集団等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・取組主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(別紙)

氏名：  
住所：

所属団体名：  
担当者名：

No.	品 種	名 号	個体識別 番 号	生年月日	導入・保留			飼養状況（9か月齢以上）			育 種 価						異動時		備 考	
					年月日 (導入日or 9か月齢 到達日)	月 齢 (導入日)	導入経緯	前年期首 R4. 1. 1	継続参加者 本年期首 (=前年期末) R5. 1. 1 (=R4. 12. 31) ①	本年期末 R5. 12. 31 ②	枝 肉 重 量	ロ ー ス 芯 面 積	皮 下 脂 肪 厚	歩 留 基 準 値	脂 肪 交 雑	年 月 日	異動経緯			
																		B		B
1	黒						○	○	●									R5. 10. 10	へい死	
2	黒						○	○	○											
3	黒						○	○	○											
4	黒							○	○											
5	黒							○	○											
6	黒							○	○											
7	黒							○	○											
8	黒							○	○											
9	黒							○	○											
10	黒			R5. 2. 1	R5. 11. 1	9	自家保留		○		B	B	B	B	B	B				24.6万円
11	黒			R4. 3. 1	R5. 2. 1	11	市場導入		○		C	C	C	C	C	C				対象外
12	黒				R5. 5. 1	21	市場導入		○		C	B	B	C	C	C				中核 8万円
計								3	9	11										
奨励金交付対象牛の上限頭数・・・③ (②-①)により算定、50頭以内)										2										
導入・保留頭数(事業実施期内)・・・④										3										
④のうち補助対象牛の要件を満たす頭数・・・⑤										2										
奨励金交付頭数(③又は⑤のいずれか小さい方の頭数)										2										
<p>(注) ア 奨励金の対象とした牛の備考欄には、奨励金額を記載すること。          イ 「飼養状況」は、当該牛をその日現在に飼養している場合は○印を付すこと。          ウ 本台帳には、繁殖仕向けの肉専用種の雌牛を記載すること(繁殖供用しない牛は事業対象外になるので留意すること。)          エ 品種の欄は、次に記載の略号で記入すること。          黒毛和種：黒、褐毛和種：褐、無角和種：無、日本短角種：短、肉専用種相互間の交雑種：交          オ 異動した牛については、●印に変更し、異動経緯欄に異動理由を記載すること。          カ 本台帳は、適宜、必要な項目を追加して使用すること。</p>																				

台帳記載例の注釈

この例は、説明に不要な内容について、記入を一部省略しています。